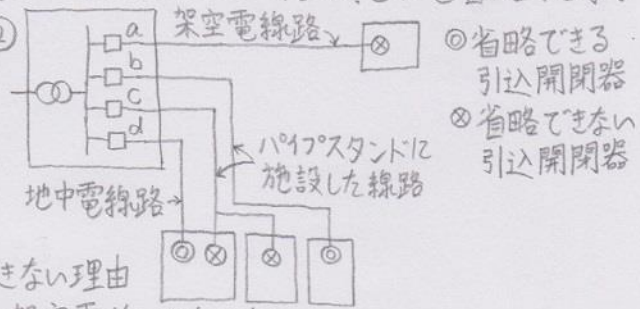
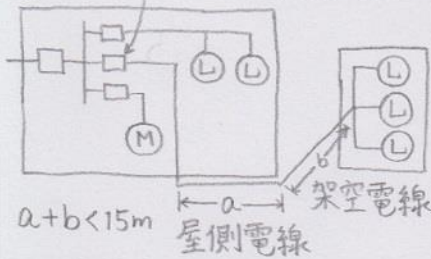


427. 引込口開閉器の施設・裸電線の使用制限・電動機の過負荷保護

〈引込口開閉器の施設〉：低圧屋内電路には、引込口に近い箇所、容易に開閉できる箇所に開閉器を施設しなければならない。ただし、次の場合は、これを省略できる。

- ① 15A以下の過電流遮断器または
20A以下の配線用遮断器



省略できない理由

A回路：架空電線があるため

C回路：電源側電路の開閉器が専用でないため

- ① 使用電圧300V以下の低圧屋内電路で、他の屋内電路(定格電流15A以下の過電流遮断器または15Aを超え20A以下の配線用遮断器で保護される物に限る)に接続する、長さ15m以下の電路から電気の供給を受けるもの ② 低圧屋内電路に接続する電源側の電路(当該電路に架空部分または屋上部分がある場合は、これらよりも負荷側にある部分に限る)の当該低圧屋内電路に専用の開閉器を容易に開閉できる箇所に施設する場合

〈裸電線の使用制限〉

屋内に施設する低圧電線には、次に該当する場合を除き、裸電線を使用してはならない。

- ① かいし引き工事により展開した場所に、次に掲げる電線を施設する場合。電気炉用電線。電線の被覆絶縁物が腐食する場所に施設する電線。取扱者以外の者が出入りできないように措置した場所に施設する電線 ② バスダクト工事により施設する場合 ③ ライトニングダクト工事により施設する場合 ④ オートクリーナーなどの移動して使用する低圧の電気機械器具に電気を供給するために使用する接触電線を施設する場合 ⑤ 遊戯用電車に電気を供給するために使用する接触電線を施設する場合 ⑥ 特別低電圧照明回路を施設する場合 ⑦ 電気柵を施設する場合

〈電動機の過負荷保護〉

屋内に施設する電動機には、電動機が焼損する恐れがある過電流を生じた場合に自動的にこれを阻止し、またはこれを警報する装置を設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、省略できる。電動機を運転中、常時取扱者が監視できる位置に施設する場合。電動機の構造上または負荷の性質上、その電動機の巻線に当該電動機を焼損する過電流を生じる恐れが無い場合。電動機が単相の物であって、その電源側電路に施設する過電流遮断器の定格電流が15A(配線用遮断器にあっては20A)以下の場合。電動機の出力が0.2kW以下の場合。



引込口開閉器、電動機の過負荷保護

基本、省略できる条件よりも、施設する義務を優先して覚えるべし

施設する義務を覚えるよりも、省略できる条件を覚える方が大変な人ですけれど

何といいたいですか？

